平成２９年（フ）第２５９号
東京都西多摩郡奥多摩町海澤497番地寿楽荘
債務者　清水　孝子
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１号
栃木県足利市大沼田町1337番地４
債務者　新立　真之
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第２１２号
東京都八王子市鑓水２丁目84番地４―303
債務者　太田　　均
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２１３号
東京都八王子市鑓水２丁目84番地４―303
債務者　太田　久児
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２１４号
東京都昭島市中神町1257番地中神第３アパート２棟212号
債務者　山下紀代志
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月14日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１５１号
横浜市青葉区もみの木台15番地４　パークシティもみの木台106、前住所横浜市鶴見区東寺尾６丁目５番23号　スカイハイツ101
債務者　大高　杏菜
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５９号
神奈川県海老名市国分南３丁目３番17号　ハイツ三幸101
債務者　小松田欣吾
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８５号
神奈川県藤沢市葛原2353番地　ヴィラ新天地201号
債務者　赤羽　美妃
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２４号
横浜市磯子区西町10番15―701号
債務者　佐々木康行
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４１０号
横浜市戸塚区戸塚町2022番地１　ライオンズガーデンヒルズ戸塚1108号
債務者　建見　真秀（旧名篤男）
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４１７号
横浜市瀬谷区本郷３丁目28番地３　第２メゾンモリヤ301
債務者　藤田　博幸
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５２８号
神奈川県茅ヶ崎市赤羽根2366番地１
債務者　大澤　秀明
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５３９号
横浜市泉区和泉町5933番地５　アークトゥルスＣ201号
債務者　セツ　暁明
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４４６号
横浜市保土ケ谷区桜ケ丘２丁目35番12―202号
債務者　藤田由美子
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０２号
神奈川県海老名市柏ケ谷136番地の１　カーサグランデＡ棟105号
債務者　遠藤　志麻
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部